

入札説明書等に対する意見・質問書（第2回）への回答

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
1	入札説明書	16	12. 入札書及び事業者提案書の提出	「入札書及び本事業に関する提案内容を記載した事業者提案書(12部及び電子データ(CD-R)1部)を提出すること。また、入札書(様式第14号)には、施設整備費及び施設運営費の内訳書(様式第15-1、様式15-2号)を添付すること」とありますが、入札金額の漏洩防止の観点から電子データ(CD-R)には入札書(様式第14号)、施設整備費及び施設運営費の内訳書(様式第15-1、様式15-2号)を含まないことをお認めいただけないでしょうか。お認めいただけない場合、個別の電子データ(CD-R)を二重封筒に入れ封印した状態で提出することを条件としていただけないでしょうか。	12部及び電子データ(CD-R)1部は、本事業に関する提案内容を記載した事業者提案書についての提出事項となります。入札書および内訳書(施設整備費及び施設運営費の内訳書(様式第15-1、様式15-2号)は紙のみ(1部)としてください。
2	入札説明書	16	12. 入札書及び事業者提案書の提出	事業者提案書12部について、基礎審査資料と提案審査資料は別冊としてよろしいでしょうか。	基礎審査資料と提案審査資料は別冊としてください。
3	入札説明書	17	13_13.1 入札方法 ④	『入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名を記載して提出しなければならない。』と記載がありますが、表封筒は「角形2号」、中封筒は「長形3号」との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 資料を提示します。(添付78)
4	入札説明書	17	13_13.1 入札方法 ④	『入札書の提出は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名を記載して提出しなければならない。』と記載があります。封筒に記載する内容は下記の認識でよろしいでしょうか。また、中封筒への捺印の可否についてもご教示ください。 表封筒 ・グループ名 ・『入札書 在中』 中封筒 ・宛先 ・入札件名 ・『入札書及び内訳書 在中』 ・グループ名 ・代表企業名 ・所在地 ・代表者氏名 ・入札日	表封筒、中封筒の記載内容はご認識のとおりです。 また、中封筒への捺印は不要です。 資料を提示します。(添付78)

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
5	入札説明書	17	13_13.1 入札方法 ⑧	様式13に記載する担当者が入札書を持参し、提出する場合は、委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	様式13に記載する担当者が使用者となる場合は委任状は不要です。
6	入札説明書	30	別紙3 市と事業者の業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応	「場内処理が可能な処理不適合物」とはどの質問に対して、「廃家電製品を含む搬入された状態そのままでは破碎処理できないものとして、現クリーンセンターでは、ボウリングの玉、鉄アレイ、ボンネル型スプリングマットレス、ソファ等が該当する」とのご回答でした。ここで言う「処理」とは、以下と理解してよろしいでしょうか。 ・家電リサイクル法の対象4品目を除く廃家電製品： 場内処理後に破碎 ・ボウリングの玉、鉄アレイ： 選別後一時貯留 ・ボンネル型スプリングマットレス： 一時貯留 ・ソファ等： 解体後一時貯留	ご認識のとおりです。
7	入札説明書	30	別紙3 市と事業者の業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.9にて、場内処理が可能な処理不適合物として「現クリーンセンターではボウリングの玉、鉄アレイ、ボンネル型スプリングマット、ソファ等が該当」と回答いただいております。次期クリーンセンターではボウリングの玉、鉄アレイ等の破碎処理が困難な不適合物やマットレスはすべて場内処理せず、一時保管したのち場外搬出するという理解でよろしいでしょうか。	No.6を参照ください。
8	入札説明書	42	別紙6 事業期間中におけるモニタリング 及び減額方法	「レベル2又はレベル3の事象の内容、確認方法、減額方法等については、事業者と協議して決定」とありますが、表5 改善措置レベル別の事象例（一部）において「事象例（一部）」とあるとおり、表5の事象例に含まれる事象について、レベル設定を含め、確認・減額方法等詳細について、都度協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業契約に定められた確認・減額方法による場合を除いて、個別に協議とします。
9	要求水準書	18	第1_5_10. 性能試験にかかる費用 表2 性能保証項目（ごみ焼却処理施設） 9 非常用発電装置	「(5)非常用発電機又はガスタービン発電機については、JIS B 8041により行う。」とありますが、P-72（第2編第2章2.9.(11).③）非常用発電機の項で特に形式の指定はございません。非常用発電機の形式（ディーゼル又はガスタービン）は事業者提案可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬出入車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	「不燃ごみ受入ヤードで選別をせずに翌日まで一時保管することがないようにすること」とありますが、運営シフトを検討するために、不燃ごみの時間当たりの搬入台数の実績を1年分ご提示願います。	提示可能な昨年度4日分の実績を含む、過去8日分について資料を提示します。（添付79）

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
11	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬出入車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	回答に「家電4品目4t」とありますが、家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を想定されているのでしょうか。小型廃家電の誤記と思われますがご確認をお願いいたします。	家電4品目とは、家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を指します。
12	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬出入車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.44にて、不適物（処理困難物等）の品目ごとの搬出車両を提示いただいておりますが、小型充電式電池の搬出車両は、脱着式コンテナ車(4t)という理解でよろしいのでしょうか。異なる場合は、どのようなコンテナ及び車両かをご教示願います。	小型充電式電池の搬出車両は、4tコンテナ車(パネルバンタイプ)です。
13	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬出入車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	回答に「搬出車両は20tコンテナ車」とありますが、コンテナは市川市様に手配され、事業者範囲外との理解でよろしいのでしょうか。	コンテナは市が手配しますが、搬出先及び運搬事業者への連絡、搬出調整は事業者に行っていただきます。
14	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬出入車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	回答に「搬出車両は20t」とありますが、これは要求水準書p29表15に記載の着脱式コンテナ車（10t）、添付資料56表15に記載の着脱式コンテナ車（10t車）を指し、積載10トン相当の車両との理解でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	要求水準書	36	第2_1_2. 配置・動線計画 (8)	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.55で、「委託業者、許可業者共に1回計量」とご回答いただきました。参考資料No.44に車両区分として6区分（直営・委託・許可・持込事業系・持込官公庁・持込家庭系）ございます。運営計画検討のため、それぞれの車両区分について以下をご教示願います。 ・計量回数（1回計量/2回計量） ・清算方法（月ごとの後清算/都度清算） ・一般持込事前予約システムによる予約（必要/不要）	直営:1回計量、料金免除、予約不要 委託:1回計量、料金免除、予約不要 許可:1回計量、月ごとの後清算、予約不要 持込事業系:2回計量、都度清算、予約必要 持込官公庁:2回計量、料金免除、予約不要 持込家庭系:2回計量、都度清算、予約必要 として計画してください。
16	要求水準書	36	第2_1_2. 配置・動線計画 (13)	事業概要説明書に対する意見・質問書への回答No.137のとおり、鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸の受入において、ホッパへの運搬・投入等の業務は本事業範囲外であるという理解でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
17	要求水準書	49	第2_2_2.2.2 燃焼設備 (4) 燃焼装置駆動用油圧装置	<p>「油圧ポンプは1ユニットにつき2基（交互運転とすること）」とありますが、油圧タンクは3炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることで、冗長性を確保したうえで省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。</p> <p>事業者運営工場において多くの採用実績がありますのでご検討をお願いいたします。</p> <p>また、油圧ポンプの共通予備構成が認められない場合は、油圧タンクを3炉で兼用としたうえで、回転機器である油圧ポンプは1炉対して2基（交互運転）とすることで省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。</p>	油圧ポンプは1炉2基（交互運転）とし、タンクは兼用を認めます。
18	要求水準書	61	第2_2_2.2.5 通風設備 (8) 煙突	<p>入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.83で、「頂部ガス温度160℃以上」に関して、「これと異なる提案を行う場合、提案時に環境影響評価書の予測・評価結果との違いについて定量的に示して頂く必要があります。」とご回答いただきました。</p> <p>事業者にて、環境影響評価と同一条件でのシミュレーションにより各地点における長期平均濃度予測および短期高濃度予測を実施するのは困難なため、公平性の観点から「頂部ガス温度160℃以上」を必須事項として指定していただけないでしょうか。</p>	煙突頂部ガス温度を160℃以上に設定していますが、低温腐食防止や、環境影響評価書の予測・評価結果との違いを定量的に示すことで、問題がないことを説明できる場合は、温度について事業者提案を可とします。
19	要求水準書	64	第2_2_2.2.7 給水設備 (1) 給水計画	<p>「また、工業用水の使用量に関わらず契約量750m<sup>3</sup>/日に係る費用は全額事業者が負担すること。」とあります。施設運営期間に事業者が負担すべき年間工業用水費用としては、以下を見込むという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>契約量×365日/年×工業用水単価  =750m<sup>3</sup>/日×365日/年×41.0円/m<sup>3</sup>※  =11,223,750円/年</p> <p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kykanri/kougyouyousui/chiku/index.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kykanri/kougyouyousui/chiku/index.html</a></p>	左記の工業用水単価に消費税等を加えた額となります。
20	要求水準書	68	第2_2_2.2.9 電気設備 (1) 計画概要	<p>「原則として、特別高圧引込み受電鉄塔付近に新設屋外開閉所を設け、試運転期間中は現施設の運営への影響を最小限となることを前提の上、現施設と本施設へ同時に給電が必要なることを考慮すること。」とありますが、実施設計段階で電力会社側の受電鉄塔の改造等が発生し、それに伴って事業者の引き込み方法やルート変更が発生した場合は、金額・工程とも協議いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	電力会社からの接続検討結果の回答を受け、実施設計段階で金額、工程の変更について協議を行うことは想定していません。電力会社HPの「送配電系統利用に関するルール」を参照し、検討してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
21	要求水準書	68	第2_2_2_2.9 電気設備 (1) 計画概要	新設屋外開閉所の対象用地および電路上の移動可能な残置物については、貴市にて、工事着手前に撤去して頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、令和7年度4月から12月にかけて鉄塔から北東側の緑地(約250㎡)に収集車の仮設待機場(碎石舗装)を市が整備する予定ですので、掘削等を行った場合は復旧してください。詳細は追加参考資料 添付80「収集車仮設待機場」をご参照ください。
22	要求水準書	68	第2_2_2_2.9 電気設備 (1) 計画概要	「廃道」は公共道路ではなく、施設構内道路と理解してよろしいでしょうか。施設構内道路でない場合は、道路管理者をご教示ください。	かつては、認定道路として供用していましたが、平成21年度に道路を廃止しております。現在は、市川市道路管理課が法定外公共物として管理しています。
23	要求水準書	72	第2_2_2_2.9 電気設備 (12) 外部余熱利用施設への電力供給設備	外部余熱利用施設との信号取合いについては、クリーンスパ市川の高圧受電遮断器52R開信号x1(インターロック用)を計画していますが、その他取合い信号は無しと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。運営期間中にその他の取合いが必要となった場合に対応できるよう、予備配線を見込んで計画してください。
24	要求水準書	88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物(処理困難物)等一時貯留ヤード	不適物(処理困難物等)のうち、消火器、ポンベの搬出車両諸元及び搬出容器をご教示願います。	カゴに入れた状態で1.5～2.0tダンプ車で搬出することを想定してください。
25	要求水準書	94	第2_3_1_1.1 一般概要 (3) 仮設計画 ⑤ 移設、切り回し	現地見学会の際、既設管理棟前の公害防止データ等表示設備移設のご指示がありました。移設先の位置と時期は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
26	要求水準書	100	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (1) 土地造成	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.141で、「高規格堤防に関する工作物申請は国交省が実施する」とご回答いただきましたが、設計6ヵ月には工作物申請の申請期間も含んでいるという理解でよろしいでしょうか。	工作物申請は設計後に行う事になるため、6ヶ月には含まれておりません。
27	要求水準書	100	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (1) 土地造成	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.141にて、「高規格堤防工事区間における擁壁工時の工作物申請手続きは、高規格堤防の管理者である国土交通省が実施する」とあります。高規格堤防工事区間とは、事業者提案を踏まえて国土交通省による設計変更した施工範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.148で、高規格堤防整備費用については事業者側で変更を考慮した金額を提示するようご回答いただいておりますが、国交省による修正により提案から大幅な変更となった場合の清算についてはお認めいただけますでしょうか。	入札公告時に提示した高規格堤防工事の参考資料は、国土交通省が検討した標準案のため、高規格堤防工事に係る応札時の金額については、事業者の提案を考慮したものとして提案してください。事業者提案を基に国土交通省が修正設計を行うため、提案からの大幅な変更はないという認識です。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
29	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「本事業による高規格堤防整備が完成した際は・・・関係書類を作成し、提出すること」とありますが、高規格堤防整備の完成とは、高規格堤防範囲を含む本工事完了時点との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案を基に国と市とで年度協定を結び、これに従い、各年度の出来高検査、支払いを想定しています。その都度、工事費算定等の関係書類作成や国土交通省関東地方整備局による出来高検査を受ける必要がありますので、表記中の「完成」とは、年度ごとの「完成」の意味も含んでいます。
30	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (2) 高規格堤防工事	入札説明書等に対する意見・質問書No.151にて、外部余熱利用施設配管の影響を受ける高規格堤防工事の残工事として、盛土工約1,000㎡、約3カ月を想定と回答いただきましたが、工程検討に際して貴市で想定されている範囲を図示いただけないでしょうか。	資料を提示します。(添付81)
31	要求水準書	106	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.163で、「施工にあたって～」に対するご回答が「添付25_現施設～」と記載されております。 回答内容ですと既存工場棟内の工業用水受水槽からの給水と解釈しますので、既存工場棟内設置の工業用水受水槽二次側配管(水栓等)のどこから分岐でき、既存工場棟内でどのような仮設配管経路で堤防工事部まで配管しなければいけないのか、ご教示いただけないでしょうか。	9月2日に公表した入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.163にて「添付25_現施設図面(工場棟等)に示す工場棟内の受水槽を想定しています。」と回答しましたが、添付16に示された駐車場の北側角に位置する受水槽付近からの給水も可とします。なお、工場棟内の受水槽から給水する場合、仮配管経路等は詳細設計時に市と協議のうえ決定することとし、工場棟外の受水槽付近から給水する場合は、外部余熱利用施設への供給に支障がないように検討してください。
32	要求水準書	110	第2_3_2_2.3 外構工事 (5) 門囲障工事	「フェンスは高さ1.8mを基本とすること」とありますが、都市計画区域内における事業実施区域北側(既設工場棟・既設煙突側)にフェンスは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	要求水準書	110	第2_3_2_2.3 外構工事 (6) 屋外照明器具工事	入札説明書等に対する意見・質問書No.169にて、事業実施区域外(現クリーンセンター工場棟側)の既設屋外照明器具を竣工後も点灯できるよう本工事にて盛替えを行い、新設工場から送電すると回答いただきましたが、送電する必要がある既設屋外照明器具の総電気容量をご教示願います。	公告時に提示した「添付25_現施設図面(工場棟等)」の233ページ配置図(図面番号E-5)中にある電灯は全て送電を要するものとして計画してください。容量については、同資料265ページ及び266ページの分電盤リスト(図面番号E-37、38)中の「外灯」をご参照ください。
34	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	形質変更時要届出区域に指定された区画については、工事完了後も指定の解除は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	提案いただく施工内容によりますが、施工に当たり汚染土壌の除去を行う場合には、形質変更時要届出区域の要件を満たさなくなるため、指定が解除されるものと考えています。一方、汚染土壌を除去せずに施工する場合は、指定の解除はされません。
35	要求水準書	122	第2_3_8. 管理棟改修	管理棟改修工事には、移動可能な什器備品の移設および復旧、一般廃棄物の処理は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
36	要求水準書	122	第2_3_8. 管理棟改修 (2)	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.201で、「管理棟執務室の改修時期は、令和11年9月以降を想定」とあります。 「執務室」とは「1階 クリーンセンター事務室」および「2階 クリーンセンター建設課」を示すと考えてよろしいでしょうか。	廊下や階段室等の共用部も含めて令和11年9月以降を想定しておりますが、執務に影響がない場合は、協議の上、令和11年9月以前の改修も可能です。
37	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (1) 残存工作物等	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.218で、「現施設及び外部余熱利用施設の運営の継続に必要な工作物等は移設してください。(以下省略)」と記載がありますが、すでに移設を計画している工作物や樹木がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	公害防止データ等表示盤、外部余熱利用施設の電灯盤(外灯等)を想定しています。
38	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (3) 建築発生土の処分	地盤改良土によって発生する余剰土について、工事範囲内において再利用材として自ら利用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、高規格堤防の盛土材として利用する場合は、参考資料に示す受入れ基準を満たしてください。
39	要求水準書	151	第5_1_1_1.1 運転管理業務 (2) 処理対象物の適正処理	運転管理業務として「搬出時の積込・配車等」とあります。「配車等」の業務については、搬出車両への積込み希望日時を貴市に連絡するまでが事業者所掌であり、搬出先への連絡および搬出車両の手配は貴市が実施するものと考えてよろしいでしょうか。	搬出車両は市が手配しますが、搬出先及び運搬事業者への連絡、搬出調整は事業者に行っていただきます。
40	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.363のとおり、昼休み帯(12:00~13:00)を休憩時間とするのかは事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	委託業者および許可業者については、12時~13時においても受入れをしてください。一般持込については過去の実績に対応できることを前提として事業者の提案を可とします。
41	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	一般持込車等より処理手数料を事業者が徴収し貴市へ納入するまでの公金取扱業務にあたり、貴市より公金事務取扱者として指定を受ける必要がありますでしょうか。 なお、建設工事期間中の料金徴収は貴市への施設引渡し前で試運転としての位置付けのため、貴市にて料金徴収を行っていただくという理解でよろしいでしょうか。	市川市で公金事務取扱者としての指定をします。 試運転期間は市が料金徴収を行います。
42	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「キャッシュレス端末の手配及びキャッシュレスシステム利用に係る手数料は市が負担する。」とありますが、キャッシュレス決済を使用するための通信回線も貴市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	通信費についても市の負担とします。
43	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	キャッシュレス対応について、自動精算機に組み込む形でなく、計量棟窓口に設置する形としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
44	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8) 一般持込ごみの受入・対応	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.260で一般持込は事前予約者のみ受け入れるとのご回答をいただきましたが、渋滞対策の観点から、事前予約を行っていない一般持込車両が来場した場合は、事前予約を行ってから再来場するように通知し、ごみの受入は行わなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
45	要求水準書	162	第5_2_3_3.2 電力供給等	売電収入の帰属先は貴市であるため、発電側課料金は貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
46	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.263にて「関係法令に加え自主基準を設定している項目があるため」とありますが、自主基準を設定している項目は表40（計測管理項目）に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。基準値については、第1_7_6_6.1 公害防止基準を参照してください。
47	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理 表40 計測管理項目（参考）	ごみ質のうち「燃やさないごみ(指定組成分類(製品別))」とあります。 組成分類についてご指定の分類方法がある場合、具体的な分類方法および分類項目をご教示願います。	事業者の提案とします。
48	要求水準書	164	第5_2_5. 運転管理時の計測管理 表40 計測管理項目（参考）	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No. 31にて、性能試験における排水のサンプリング場所はプラント排水と生活排水合流後の放流樋出口付近とご回答いただきました。 運転管理時の計測管理項目の排水水質のサンプリング地点として「敷地境界（放流水）」と「排水口」とありますが、性能試験同様にプラント排水と生活排水合流後の放流樋出口付近の1カ所をサンプリングすることと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、プラント系排水と生活系排水を別々に排水する場合は、複数カ所でのサンプリングが必要になります。
49	要求水準書	164	第5_2_5. 運転管理時の計測管理 表40 計測管理項目（参考）	空間放射線量の測定は「主灰、飛灰処理物等の処分業者の求めに対して実施」とありますが、現クリーンセンターで実施している空間放射線量の測定方法と測定頻度をご教示ください。	放射能濃度等測定方法ガイドライン（環境省 平成25年3月）に準じて、月1回の頻度にて主灰、飛灰及び不燃残渣について、放射性ヨウ素と放射性セシウム(Cs134、Cs137)の放射能濃度測定を実施しています。
50	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務	小動物火葬に関する業務負荷を検討するため、現クリーンセンターで小動物火葬業務に従事されている方の人員数をご教示ください。	現クリーンセンターの小動物火葬炉の運転作業員は1名/日です。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
51	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(1)	小動物の受け入れについて「当日の予約に合わせて受付を行い～」とあります。小動物受け入れの受付日時は、現クリーンセンターと同様、月曜日から金曜日は8:45～16:30まで、土曜日は8:45～16:00までと考えてよろしいでしょうか。 また、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は受付を実施しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
52	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(4)	「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。」とありますが、既存施設で行っている整骨と同程度の対応と理解してよろしいでしょうか。その場合、現状の写真を例としてご提示いただけませんかでしょうか。	ご認識のとおりです。 資料を提示します。(添付82)
53	要求水準書	167	第5_3_5_5.1 見学者対応	見学者対応は現クリーンセンターと同様に年末年始および祝祭日を除く平日のみと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
54	要求水準書	—	重機、車両の調達について	入札説明書等に対する意見・質問書No.169にて、構内で使用する重機、搬送車両等は建設時に貴市に製品として納入すると回答いただきましたが、運営事業者がリース等により手配した場合は貴市に製品として納入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、市へ製品として納入した場合の維持費等については事業者の所掌とします。
55	参考資料	—	添付13 外部余熱利用施設責任分解点_現況配置図 添付21 高規格堤防図面 計画平面図(1)	添付13 現況配置図に「①高温水配管責任分界点トレンチ内部まで立ち上がりからスパ所掌」とありますが、添付21 計画平面図(1)では高規格堤防の擁壁底板及び深層混合改良を施工する範囲となり干渉します。スパ所掌との責任分解点は高規格堤防工事を避けたクリーンスパ市川側に変更してよろしいでしょうか。	事業者の提案により、提示している責任分解点が外部余熱利用施設側に変更になることは可とします。
56	参考資料	—	添付14 外部余熱利用施設営業カレンダー	外部余熱利用施設の休館日について、入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.285に、「10月の連続休館日はクリーンセンターの全停電作業によって高温水供給が停止する期間になります。」とあります。 以下ご教示ください。 ①新施設における全停電作業日を10月以外の月に設けた場合、外部余熱利用施設の連続休館日についても時期の調整が可能と考えてよろしいでしょうか。 ②5月および年末年始(5/14～5/17及び12/31～1/3)の連続休館日、第1,3,5火曜の休館日は熱供給不要と考えてよろしいでしょうか。	①全停電作業の設定時期に関わらず、事前に外部余熱利用施設との日程調整が必要となります。 ②5月及び年末年始の連続休館日と、第1,3火曜日の休館日は熱供給が必要となります。また、第5火曜日は休館日ではなく営業日となります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
57	参考資料	－	添付17 土壤汚染対策法調査報告書（概要版） 図4.5.5 埋設廃棄物直下の資料採取地点図	屋外開閉所および新施設への引込み電路について、土壤汚染の可能性があると考えられます。地歴の再調査が必要と考えてよろしいでしょうか。 地歴調査の結果、土壤汚染対策工事が必要となった場合、工期および費用等について、別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染対策法に係る調査が必要となる場合は、調査費用を踏まえた提案としてください。調査結果により土壤汚染対策工事が必要となった場合の費用については協議とします。
58	参考資料	－	添付20 高規格堤防検討資料 図1.6 鋼矢板の埋設位置図	工事計画のため、「既設鋼矢板」の仕様、埋設位置、埋設深さ等の詳細が分かる資料をご貸与ください。	資料を提示します。（添付83）
59	参考資料	－	添付20 高規格堤防検討資料 図1.6 鋼矢板の埋設位置図	工事に支障がない範囲の既存鋼矢板は、撤去不要と考えてよろしいでしょうか。工事の支障となる部分を撤去する場合は、事業者所掌として自由に撤去・処分を行えると考えてよろしいでしょうか。	工事に支障がない範囲の既存鋼矢板は、撤去不要です。工事の支障となる部分を撤去する場合は、参考資料 添付20「高規格堤防検討資料」41ページに「地盤改良の干渉範囲のみ撤去」とあるように必要最小限の撤去としてください。また、追加参考資料 添付83「一般廃棄物最終処分場廃止報告書」中の鋼矢板は全て残置する計画としてください。
60	参考資料	－	添付20 高規格堤防検討資料 10.5 施工ステップ	要求水準書P147に「土手側からの搬入出が必要となる場合は関係機関と協議」とあります。土手側からの搬入路として、添付20 図10.3 に記載の「仮設坂路」が本工事期間中は残置されていると考えてよろしいでしょうか。	添付20 図10.3 に記載の「仮設坂路」は、ステップ1施工を想定した仮設坂路であり、現在は設置されていません。
61	参考資料	－	添付21 高規格堤防図面一式 余熱配管移設検討図(1)	仮設余熱配管が事業用地外に計画されております。第三者安全確保のため、当該仮設余熱配管を包含する形で仮囲いを設置すると考えてよろしいでしょうか。その場合、必要なエリアを無償で貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
62	参考資料	－	添付22 高規格堤防参考積算一式	サーチャージ後の盛土撤去に関する費用（運搬費・処分費）や、表土置場でふるい分け・敷均し・処分に関する項目の記載がありませんが、見積対象という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案が必要な場合は、見積対象としてください。
63	参考資料	－	添付29 管理棟I期工事完成図	管理棟の断熱性能について、壁の断熱材の有無と、断熱材がある場合は仕様と厚みをご教示願います。	壁の断熱材は無いものとして計画してください。
64	参考資料	－	添付30 管理棟改修概要図 EV No.3、EV No.4について	要求水準書P152に「管理棟の維持管理は市が行うが、本施設の運営に関わる箇所については事業者が行うものとする」とあります。更新するEV No.3、EV No.4のメンテナンスは、貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	参考資料	－	添付33 管理棟改修工事（機械設備図）	衛生設備 系統図にて、3階厨房の給湯設備は現施設工場棟に熱源機器があると見受けられますが、現施設解体後に新たな熱源機器は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
66	参考資料	－	添付44 搬入出実績	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.302及び添付資料No76で過去3年間分のごみ搬入量を提示いただきました。人員計画を検討するために、過去3年間分の各搬入車両種の1日当たりの搬入台数実績値をご教示ください。	添付44をご参照ください。
67	参考資料	－	添付44 搬入出実績 処理不適用物等搬出実績	本資料に記載の処理不適用物等に関して、蛍光管については要求水準書（P88）に「割れた蛍光管は破砕し・・・」とありますが、事業者は、その他の品目については受入・一時貯留・搬出のみを行うものとの理解でよろしいでしょうか。	選別されていない状態で搬入されるため、受入・一時貯留・搬出に加え、適切な選別・積込作業を実施してください。
68	参考資料	－	添付44 搬入出実績 処理不適用物等搬出実績	処理不適用物搬出実績の「事業系ビン」について、どのような形態で搬入されるかご教示をお願いします。	ビンのみが選別され、カゴで搬入されます。
69	参考資料	－	添付44 搬入出実績 直近の委託車両延長実績	添付44 搬入出実績にて2024年1月5日16時以降の計量明細書(P84)をご提示いただきました。同じく添付44で1時間あたりの実績をご提示いただいた令和3年12月30日、令和4年5月7日、令和4年12月30日、令和5年5月6日、令和5年12月30日、令和6年5月11日の終日の計量明細書もご開示いただけないでしょうか。	資料を提示します。(添付79)
70	参考資料	－	添付45 小動物火葬実績	入札説明書等に関する意見・質問書への回答No.309で遺骨返骨する場合3匹を1時間、遺骨返骨しない場合も平均9匹を1時間運転で処理するとご回答いただいております。一方で、添付資料46では処理能力10匹/5H(50kg/匹)とあります。運転計画検討の参考として、1時間運転する場合の昇温時間、焼却時間、冷却時間をご教示いただけないでしょうか。	動物の大きさによって異なりますが目安として、昇温時間は10～15分程度(400～500度)です。焼却時間は45分～1時間です。冷却時間は冬は2～3時間、夏は3時間半～4時間半程度です。
71	参考資料	－	添付45 小動物火葬実績	小動物火葬実績について、入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.309より、「返骨をする場合の運転時間は約1時間です。処理数は最大、平均共に3体です。」とありますが、3体まとめて約1時間で火葬していると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。(猫であればまとめて1日1回3体火葬、犬で中・大型サイズになると1体が限度です。大半が小型動物のため平均3体としております。)
72	参考資料	－	添付50 クリーンセンター等の排水経路図	既存公園駐車場付近に既存敷地排水放流桝及び放流配管が図示されています。下水道敷地内公設桝同様に本工事にて、そのまま使用可能と考えてよろしいでしょうか。	敷地内の既存施設への放流は構いませんが、既存施設の劣化状況や計画水量に対応できるかなど十分に調査・検討のうえ提案を可とします。
73	参考資料	－	添付53 資源ごみ中間処理後の不燃残渣	資源ごみ中間処理後の不燃残渣は要求水準書P28において「選別作業が行われていない」とのことですが、画像は搬入後に選別した後のものという認識でよろしいでしょうか。	添付53は搬入時の状態を示したものです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
74	参考資料	－	添付53 資源ごみ中間処理後の不燃残渣	スプレー缶のみ分別された画像がありますが、全て穴が空いているように見受けられます（分別ルールでは穴を空けず廃棄）。画像は搬入後に穴あけ処理後のものという理解でよろしいでしょうか。	No.73を参照ください。 なお、穴あけ処理されていないものなどが混在した状態で搬入されることがあるため、適切な処理を実施してください。
75	参考資料	－	添付56 搬入出車両および職員送迎バス車両サイズ 表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）	全長18.18mのフルトレーラー車は灰搬出用でしょうか。その場合、計量の際には前後のタイヤを2回に分けて計量することで構わないでしょうか。	トレーラー一部1つずつ計量の計2回計量としてお考え下さい。
76	参考資料	－	添付56 搬入出車両および職員送迎バス車両サイズ 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	添付56の表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）には「ウイング車」の記載がありませんが、入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.44にて「ウイング車（マットレス8t、蛍光管8t）」とあります。回答No.44を正と理解してよろしいでしょうか。 また、回答No.44の「ウイング車（マットレス8t）」は回答No.129の「車両総重量7-14t程度のウイング車（車長8.8m）」と同じものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
77	参考資料	－	添付63 地下構造物 図面番号①	「市川市清掃工場解体工事」の図面において、図面番号①の表中、解体深さGL-1mが「全て」と記載されている構造物については撤去済みとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
78	参考資料	－	添付63 地下構造物 図面番号①②-2,①③-3	図面番号①②-2,①③-3の図面において処理水槽はGL-3.0m以深が残置されていると思われます。要求水準書 第4編 第2章 8(1) 残存工作物等に「ピット類および槽類はすべて撤去すること。」と記載がありますが、処理水槽は新設工場棟の掘削範囲から外れておりますので、残置してもよろしいでしょうか。	掘削範囲から大きく外れる場合は、残置可としますが、残置物の位置や深さが分かるよう本事業の図面に記録として残してください。
79	参考資料	－	添付68 中間処理後の不燃ごみ搬入実績	資源ごみ中間処理後の不燃残さ搬入実績について、過去3年間(令和3年度～5年度)の月変動実績についてお示しいただいておりますが、資源ごみ中間処理後の可燃残さ搬入実績についてもご教示願います。	資料を提示します。(添付84)
80	参考資料	－	添付76 搬入量及び処理量の月ごとの実績	添付44 搬入出実績のごみ搬入月報(2021年～2023年度 3年分)と数値が異なる箇所が散見されます。(例 2021年4月大型ごみ搬入量が添付76では392,360kgに対し、添付44では405,790kg。2023年5月可燃ごみ搬入量が添付76では9,065,340kgに対し、添付44では9,849,320kg。どちらの資料の数値を正かご教示ください。	数量については添付44を正とし、変動係数は添付76に記載されている数値としてください。
81	参考資料	－	様式集_エクセルデータ <様式17>II-4-1 損益計算書～II-4-5 財政計画及び計算書類 改修・修繕費用内訳	各様式に記載する円単位（円、千円等）についてご教示下さい。	円単位としてください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
82	参考資料	－	様式集_エクセルデータ ＜様式17＞ II-4-1 損益計算書 II-4-2 資金収支計算書 II-4-3-② 市の支払う対価	特別目的会社（以下SPC）の設立は任意とされておりますが、設立しない場合、各様式におけるSPC関連項目は記入の必要がないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、特別目的会社を設立しない場合においても、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規程を分離して設けてください。
83	参考資料	－	様式集_エクセルデータ II-4-5 財政計画及び計算書類 改修・修繕費用内訳	「＜様式17＞II-4-5 財務計画及び計算書類」、「＜様式18＞18-V-1 (9) 21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策」については、同じ金額を記入するとの認識でよろしいでしょうか。	「＜様式18＞18-V-1 (9) 21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策」は、人件費・用役費・維持管理修繕費の項目を追加し、総額が施設運営費となるようにしてください。
84	基本協定書（案）	2	第4条（秘密の保持等） 第7項 第6号	秘密情報の開示にあたり、相手方の承諾を要することなく秘密情報を開示することができるケースとして、「市が本事業に関して市川市議会及び市川市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合」とあります。秘密保持の観点から市民への開示は対象外としていただけないでしょうか。	第7項に記載のとおり、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められる情報が秘密情報に含まれる場合は協議とします。
85	基本契約書（案） （SPCあり）	3	第7条（基本契約の有効期間）	第11条とありますが、第12条の誤りではないでしょうか。	「第12条」を正とします。
86	基本契約書（案） （SPCあり）	6	第12条（代表企業の役割等） 第11項	本項は施設運営に関する保証について述べたものとの理解でよろしいでしょうか。 また、消滅時効にかかるなどの事情がある場合、基本的に代位求償に同意いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
87	基本契約書（案） （SPCあり）	13	第31条（総合評価競争入札により事業者となった者に係る特約） 第2項	「事業者は、事業者が提案した事業者提案が履行できないときは、自然災害等の不可抗力により履行できない場合を除き、市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない」とありますが、事業者が提案した事業者提案が履行できないと判明した場合、まずは改善指示等の処置がとられると理解してよろしいでしょうか。	改善指示等の処置がとれるものはご認識のとおりですが、事案により判断します。
88	施設整備請負契約書 （案）	17	第41条（履行遅滞の場合における違約金等） 第2～4項	第80条 第8項においても遅延に対する賠償の定めがあり、重複していると見受けられますが、本契約時に第80条に統合・整理いただけませんか。	本契約までに整理することとします。
89	施設整備請負契約書 （案） （SPCあり）	33	第72条（談合その他不正行為による解除） 第1項	基本協定第15条とありますが、第16条の誤りではないでしょうか。	「第16条」を正とします。
90	施設整備請負契約書 （案） （SPCあり）	33	第72条（談合その他不正行為による解除） 第2項	基本契約第31条第3項及び第4項とありますが、第30条第2項の誤りではないでしょうか。	「第30条第2項」を正とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
91	施設整備請負契約書 (案) (SPCあり)	33	第72条(談合その他不正行為による解除) 第2項	「基本契約第31条第3項及び第4項により」とありますが、「基本契約第30条第2項により」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	No.90を参照ください。
92	施設整備請負契約書 (案) (SPCあり)	33	第73条(施設整備企業が暴力団員等であった場合の市の解除権) 第2項	基本契約第31条第3項及び第4項とありますが、第30条第4項の誤りではないでしょうか。	「第30条第4項」を正とします。
93	施設整備請負契約書 (案) (SPCあり)	37	第80条(賠償の予定) 第1項	基本協定第15条とありますが、第16条の誤りではないでしょうか。	「第16条」を正とします。
94	施設整備請負契約書 (案) (SPCあり)	37	第80条(賠償の予定) 第1項	基本契約第31条とありますが、第30条の誤りではないでしょうか。	「第30条」を正とします。
95	施設整備請負契約書 (案) (SPCあり)	37	第80条(賠償の予定) 第7項	「第2項第2号」とありますが、同項第2号は存在しないため参照先についてご確認願います。また、「第1項及び第2項」は「第4項及び第5項」の誤りではないでしょうか。ご確認願います。	「第2項第2号」は「第5項」を正とします。 「第1項及び第2項」は「第4項及び第5項」を正とします。
96	運營業務委託契約書 (案) (SPCあり)	17	第42条(施設運營業務の不能等) 第3項	本条の他、第58条及び第64条と、減額ペナルティが多数設定されておりますが、これらは実損害が別途賠償される場合には適用されないと理解して良いでしょうか。	実損害が別途賠償される場合についても、減額ペナルティが適用されます。
97	運營業務委託契約書 (案) (SPCあり)	22	第58条(施設運営費の減額) 第1項	第57条とありますが、第56条の誤りではないでしょうか。	「第56条」を正とします。
98	運營業務委託契約書 (案) (SPCあり)	25	第64条(熱供給等)	入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.330にて、「特定供給先へ供給が必要となった場合に対応できるよう予備スペースを確保する」と回答をいただいておりますが、温水供給となると熱交換器やポンプなど広いスペースが必要となり、敷地制約上スペースの確保が困難です。例えば低圧蒸気だめに将来供給用の予備管台を設ける程度としてもよろしいでしょうか。	温水供給等に必要な機器を設置できるスペースを確保することが望ましいが、困難な場合は予備管台を設けることも可とします。
99	運營業務委託契約書 (案) (SPCあり)	29	第73条(市の解除権) 第1項 第13号	第12条とありますが、第11条の誤りではないでしょうか。	「第11条」を正とします。
100	提出書類の様式集	—	<様式17>I-1-3 日影図	事業実施区域(約21,000㎡)に対して、本工事にて建築する新設建物、新設煙突及び既設管理棟を対象に日影図を作図するものとし、別途除却される見込みである既設工場棟及び既設煙突は日影図に含めないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
101	提出書類の様式集	－	<様式17>I-5 内部仕上表	「内部仕上表を指定様式にて作成を行うこと」とありますが、内部仕上表を指定様式によらない図面として作成してよろしいでしょうか。	指定様式としてください。
102	提出書類の様式集	－	<様式17>I-10 プラント設備主要仕様 1_(4)_③有害ガス除去設備（硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）(3)主要項目 3)硫黄酸化物濃度、4)塩化水素濃度	硫黄酸化物濃度入口[ ppm、塩素水素濃度入口[ ppmについて、入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.347 添付75より、直近3年分の煙突排ガスの定期測定結果をご提示いただきました。消石灰の使用量に関わる酸性ガス入口濃度を長期運転データを確認の上で設定する為に、現クリーンセンターの以下運転帳票データ等(直近3年分)をご開示願います。また、反応生成物の組成分析データ(CaCl <sub>2</sub> やCaSO <sub>3</sub> など生石灰反応物の含有率)がありましたらご開示願います。 ・ごみ処理量 ・生石灰使用量 ・反応生成物量 ・集じん器入口排ガス温度 ・煙突排ガス流量 ・煙突排ガス硫黄酸化物濃度 ・煙突排ガス塩化水素濃度 ・煙突排ガス酸素濃度 ・煙突排ガス水分濃度	資料を提示します。(反応生成物の組成分析および煙突排ガス水分濃度に関しては提示できるデータはありません。添付85)
103	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	外部余熱利用施設への熱供給量について、入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.285より、「予備ボイラにより熱供給可能日数を増やせるように計画してください。」とありますが、本収支計算書については計算条件の公平性の観点から、熱供給を行わない休館日数について月ごとにご提示願います。	外部余熱利用施設の休館日であっても熱供給を行ってください。ただし、次期クリーンセンターの全停電作業期間において3日の供給停止とします。
104	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	外部余熱利用施設への電力供給量について、入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.372より、「休館日は入札説明書等に対する意見・質問書(第1回)への回答No.285をご参照ください。」とありますが、回答No.285に電力供給量に関する記載がありません。「休館時の電力供給量も開館時と同じである」条件で余剰電力量を計算するものと考えてよろしいでしょうか。本収支計算条件の公平性の観点のためご指示願います。	No.103の熱供給と同様、電気も休館日に給電するものとし、供給量は開館日と同じとしてください。ただし、共通休炉期間において、全停電作業日、その前日及び翌日の計3日間は完全に供給を停止するという条件で余剰電力量の計算を行ってください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
105	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	<p>発電量等の提案にあたって、外部余熱利用施設の条件統一をお願いいたします。</p> <p>①「添付14 外部余熱利用施設営業カレンダー」を提示いただきましたが、様式17や事業者提案書に記載する発電量等の計算条件を示す年間カレンダーと理解してよろしいでしょうか。そうでない場合は、計算条件となる外部余熱利用施設の年間カレンダー等をご提示願います。</p> <p>②共通休炉期間は外部余熱利用施設の連続休館日に合わせて10月に設定するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③外部余熱利用施設の定期休館について、季節ごと（夏季、春秋、冬季）の頻度、日数をご提示願います。①の年間カレンダーにてご提示いただく形でも問題ありません。</p> <p>④計算条件統一のため、外部余熱利用施設の連続休館日及び定期休館日における高温水供給の要否をご提示願います。なお、予備ボイラにより共通休炉中でも熱供給が可能な設備を設けることは前提とします。</p>	<p>①ご認識のとおりです。なお、熱供給についてはNo.103、電力供給についてはNo.104をご参照ください。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p> <p>③第1,3火曜日を休館日としたり、5月に4日間の連続休館日を設けるなど、添付14と同条件で休館日を検討してください。</p> <p>④No.103をご参照ください。</p>
106	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	<p>添付12 外部余熱利用施設電力使用量実績を確認すると、休館日においても電力を使用しているものと推察されます。用役や提案数値（年間発電量等）の算定においては、開館日・休館日に関わらず、「4,400kWh/日（冬季）、4,600kWh/日（春秋）、5,300kWh/日（夏季）」を通年で供給するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。電力供給停止期間はNo.104をご参照ください。</p>
107	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-4 財務計画及び計算書類運営管理費等内訳	<p>小動物火葬炉設備に掛かる燃料費等の用役使用量について、計算条件の公平性の観点から、本費用算定の前提とする年間小動物処理数をご提示願います。</p>	<p>3,400体/年とします。</p>
108	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量（売電量）	<p>消費電力量の算定にあたり、計算条件の公平性の観点から貴市が使用される管理棟の年間休館スケジュールをご提示願います。</p>	<p>休館日は日曜日、年末年始として消費電力を算定してください。</p>
109	提出書類の様式集	－	<様式18>18-V-1 (9)21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策	<p>40年間の改修・修繕費用について、計算条件の公平性の観点から21年目以降についても年間ごみ処理量をご提示願います。</p>	<p>焼却処理量:103,100t/年 不燃・粗大ごみ処理量:5,100t/年</p>

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
110	提出書類の様式集	-	<p data-bbox="548 196 857 252">&lt;様式18&gt;18-VI-3 (12) 脱炭素社会に向けた取組み</p>	<p data-bbox="969 196 1514 443">入札説明書等に対する意見・質問書への回答No.378にて、二酸化炭素排出量の算定において、化石燃料の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量及び買電に伴うCO<sub>2</sub>排出量は含まれると回答いただいておりますが、条件統一のため、それぞれのCO<sub>2</sub>排出係数は環境省より提示されている「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に基づいて決定するものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p data-bbox="1536 308 1720 331">ご認識のとおりです。</p>